

本院歯科医師臨床研修 協力型（Ⅰ）臨床研修施設へのお申し込みを  
ご検討くださっている施設関係者方 各位

平素より大変お世話になっております。

この度は本院歯科医師臨床研修にご協力くださることをご検討いただき、ありがとうございます。

すでにご存じの通り、本院歯科医師臨床研修は診療参加・実践を大きな特徴として運営しております。このため、本院協力型（Ⅰ）臨床研修施設としてご協力くださる際には予めご理解いただきたい点がいくつかあります。勝手を申し上げるようで恐縮ですが、私達は歯科治療には現場で実践することによってのみ身につく技能があり、研修歯科医が短い研修期間のなかで歯科医師として最大限に成長するためにできるだけ多くの診療機会を与えたいと考えおります。しかしながら、昨今の歯科医師養成課程の状況から、歯科医師免許を取得したばかりの研修歯科医に満足に診療を行うことは期待できません。そのため、本院歯科協力型（Ⅰ）臨床研修施設における指導歯科医をはじめとする関係者には、忍耐を以て粘り強く指導することを厭わず、わずかな研修歯科医の成長を自分の喜びとして感じる方が適していると考えています。もちろん、指導側の熱意だけではこのような研修を有意義に運営することはできませんので、私達も採用試験を厳正に実施し、臨床現場という厳しい環境のなかにおいて自らの成長を望む研修歯科医を選出することに努めます。

また、協力型（Ⅰ）臨床研修施設にご協力いただく本院臨床研修複合型プログラムにおいては、10月下旬のマッチング結果発表後、11月から年末にかけて協力型施設と採用予定者とのマッチング（現地見学・面談）にご協力いただくことにしております（群内マッチングと呼んでいます）。すなわち、採用予定者は次年度のプログラムを決定した後に歯科医師国家試験を受験しますので、国家試験の可否によっては群内マッチングで決定した採用予定者をご指導いただくことが叶わない場合（あるいは、複合型プログラムマッチ者数との関係上、群内マッチングで見学希望者がおうかがいしない場合）があることにもご留意ください。さらに、現行のマッチングシステムにおいては、管理型施設（本院）より協力型（Ⅰ）臨床研修施設に歯科医師国家試験の不合格による欠員補充を行うことは認められておりませんので、この点につきましても予めご承知おき願います。

なお、歯科医師臨床研修における管理型施設と協力型（Ⅰ）臨床研修施設の連携については、これまでの制度見直しでいくつかの注意事項が設定されたため、本院歯科ではこれに対応するために一定のルールを設けております。すなわち、協力型（Ⅰ）臨床研修施設の新規追加は、現在の本院複合型プログラムの構成内容のバランスに鑑みながら、研修管理委員会において選考・決定することとしています。このため、お申し込みいただいた場合に即ご協力をお願いできる状況にはありません。誠に申し訳ありませんが、以上の点にご留意の上、お申し込みにつきましてもご検討ください。

毎年開催している研修プログラム説明会では、本院には指導歯科医や研修をサポートしてくださる方々に“し甲斐のある苦勞”をかけてくれる研修歯科医が相応しいことを強調して説明するようになっています。協力型（Ⅰ）臨床研修施設をご担当いただくことになった際には、様々なご苦勞をおかけすることがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

新潟大学医歯学総合病院

歯科医師研修センター長 藤井 規孝

副病院長（歯科総括） 多部田 康一

新潟大学医歯学総合病院 歯科医師臨床研修  
協力型（Ⅰ）臨床研修施設に関する説明とお願いについて

○ 協力型（Ⅰ）臨床研修施設について

1 協力型（Ⅰ）臨床研修施設の基準

協力型（Ⅰ）臨床研修施設としてご協力いただく場合には、下記の基準を満たしている必要があります。貴施設が以下の基準を満たしているかご確認ください。

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」より

【 協力型（Ⅰ）臨床研修施設の基準 】

- 1 常に勤務する歯科医師が2人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。  
「常に勤務する歯科医師」とは、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師をいうこと。なお、常に勤務する歯科医師には、週に1日以上勤務する歯科医師で、常勤換算を行った上で必要な歯科医師数が配置されている場合を含む。この場合において、研修歯科医が研修を行わない日であっても、必要な歯科医師数が配置されていること。
- 2 歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。
- 3 当該医療機関の開設歴が3年以上であること。
- 4 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
  - (1) 臨床研修の実施に関し必要な歯科主要設備を有していること（例：歯科診療台、デンタルエックス線装置、パノラマ断層撮影装置、オートクレーブ、生体モニター、口腔内画像処理システム等）。
  - (2) 臨床研修に必要な図書又は雑誌を有していること。
  - (3) インターネットが利用できる環境が整備されていること。
- 5 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。
  - (1) 病歴管理者が選任されていること。
  - (2) 診療に関する諸記録の管理が適正になされていること。
- 6 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。（※詳細は、「3. 協力型臨床研修施設の先生方へのお願い（2）医療に関する安全管理のための体制について」参照）
- 7 適切な指導体制を有していること。
  - (1) 当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。
  - (2) 個々の指導歯科医が、勤務体制上、指導時間を十分に確保できていること。
  - (3) 休日・夜間の当直における指導体制については、電話等により指導歯科医又は上級歯科医に相談できる体制が確保されるとともに、研修歯科医1人で対応できない症例が想定される場合には、指導歯科医又は上級歯科医が直ちに対応できるような体制（オンコール体制）が確保されていること。
  - (4) 診療補助に従事する歯科衛生士又は看護師（准看護師を含む）が適当数（常に勤務する歯科医師と概ね同数又は当該年度に募集する研修歯科医と同数）確保されていること。
  - (5) 歯科衛生士を1人以上置くこと。なお、歯科衛生士等の数の算定に当たっては、非常勤の者は、当該施設の定めた歯科衛生士等の勤務時間により常勤換算し、算入すること。
- 8 受け入れる研修歯科医の数が、臨床研修を行うために適切であること。
  - (1) 受け入れる研修歯科医の数は、基本的な診療能力を習得するのに必要な症例を十分確保できる適当な人数であること。
  - (2) 同時に受入れる研修歯科医数が、指導歯科医数の2倍を超えないこと。
- 9 研修歯科医に対する適切な処遇を確保していること。

※ 研修歯科医のご指導は転籍型（研修期間は当該施設の職員として雇用していただく形態）でお願いすることになります。

## 2 指導歯科医の基準

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」より  
協力型（I）臨床研修施設において指導歯科医となられる先生については、以下のような条件を  
満たす必要があります。

一般歯科診療についての的確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下のいずれかの条件に該当すること。指導歯科医は、臨床研修指導のための研鑽を続けなければならないこと。なお、臨床経験年数には、臨床研修期間を含めて差し支えないこと。

- 7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会（「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）にのっとり開催されたもの）を受講していること。なお、都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましいこと。
- 5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会（「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）にのっとり開催されたもの）を受講していること。

### 3 協力型（Ⅰ）臨床研修施設にご留意いただきたいこと

#### (1) 研修管理委員会への参加

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」より

- 1 研修管理委員会は、単独型又は管理型臨床研修施設に設置されること。
- 2 研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならないこと。（（4）は管理型臨床研修施設のみ）
  - (1) 当該病院又は診療所の管理者又はこれに準ずる者
  - (2) 当該病院又は診療所の事務部門の責任者又はこれに準ずる者
  - (3) 当該研修管理委員会が管理するすべての研修プログラムのプログラム責任者
  - (4) 臨床研修施設群を構成するすべての臨床研修施設の研修実施責任者
  - (5) 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、すべての研修協力施設の研修実施責任者
- 3 研修管理委員会の構成員には、当該臨床研修施設及び研修協力施設以外に所属する歯科医師、有識者等を含むこと。
- 4 研修管理委員会は、研修プログラムの作成、研修プログラム相互間の調整、研修歯科医の管理及び研修歯科医の採用・中断・修了の際の評価等臨床研修の実施の統括管理を行うこと。
- 5 研修管理委員会は、必要に応じてプログラム責任者や指導歯科医から研修歯科医ごとの研修進捗状況について情報提供を受ける等により、研修歯科医ごとの研修進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう配慮しなければならないこと。
- 6 研修管理委員会は、研修プログラムの質の向上を図るため、研修プログラムの評価を行い、必要な研修プログラムの見直しを行うこと。研修プログラムの評価には、研修を実施する各臨床研修施設等の研修の実施状況並びに臨床研修施設群の構成、研修歯科医の指導体制、研修歯科医が経験した平均症例数及び歯科医師臨床研修の到達目標の達成に必要な症例数を満たした研修歯科医の割合を含むこと。
- 7 研修管理委員会は、各臨床研修施設における研修の実施状況や研修歯科医の受入状況などを常時把握すること。

なお、管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、共同して臨床研修を行う協力型（Ⅰ）臨床研修施設の受入時期、受入人数及び他の臨床研修施設群への申請状況等を把握するとともに、協力型（Ⅰ）臨床研修施設における臨床研修が円滑に行われるよう、必要に応じて調整を図ること。その結果、協力型（Ⅰ）臨床研修施設において、3年以上研修歯科医の受入れがないときは、9（臨床研修施設群の構成の変更）に基づき臨床研修施設群から当該協力型（Ⅰ）臨床研修施設の削除を行うことができること。なお、この場合において、各協力型（Ⅰ）臨床研修施設の実績等を総合的に勘案し、管理型臨床研修施設の研修管理委員会が判断すること。研修管理委員会は、あらかじめ、その判断基準を定めておくことが望ましい。
- 8 研修管理委員会は、研修管理委員会に関する規約等において臨時的研修管理委員会の開催等に関する事項を定めるなど、研修期間中に緊急な対応を要する事案が生じた場合に迅速に対応できるような体制の整備に努めること。
- 9 研修管理委員会は、会議に関する議事内容等を記録し、保管すること。
- 10 研修管理委員会は、定期的な研修会を開催する等、指導歯科医等の資質向上に努めることが望ましいこと。
- 11 研修管理委員会は、各臨床研修施設等が、自ら参加する研修プログラムの臨床研修の目標を把握し当該施設の役割を認識した上で、臨床研修を実施するよう、各臨床研修施設との連携を密にすること。

## ・研修管理委員会について

本院の歯科臨床研修管理委員会は、定例として毎年年度半ば（7月）と年度末（3月）の土曜日の午後に2回開催しており、臨床研修施設の研修実施責任者にはこの委員会の委員をお務めいただきます。研修管理委員会では研修歯科医の評価に加え、本院歯科医師臨床研修の運営にとって重要な議題を検討しておりますので、できるだけご出席ください。

なお、上記7.の下線部に3年以上研修歯科医の受入れがない協力型臨床研修施設は臨床研修施設群から削除を行うことができること、とありますが、本院ではこれまでの研修管理委員会で協議を重ね、以下のような判断基準を策定しております。

- ① 研修指導の有無に関わらず、研修管理委員会に連続4回（＝2年間）の欠席があった（平成29年度第2回研修管理委員会）。
- ② 施設要件を満たしているにも関わらず、恒常的に研修歯科医のご指導をお願いすることができない（令和3年度第1回研修管理委員会）

上記に該当する場合、本院複合型プログラムより削除させていただきますので、予めご了承ください。

また、スタッフ人員数の不足、施設環境の変更など諸般の事情により、協力型（I）施設としての要件を欠くことになった場合には、本院プログラムから外れていただくこととなりますので速やかにご連絡ください（当該施設で行った研修期間は認められないため、研修歯科医の研修修了に支障を来たします）。

さらには、同一法人グループにいくつかの医院または診療所が含まれる場合にも、協力型（I）臨床研修施設としての登録は本院プログラムに掲載した施設のみ（他施設での研修は認められない）とされていますので、この点にも十分ご注意ください。

## ・指導歯科医定期連絡会について

本院では研修管理委員会とは別に年に2回（6月上旬頃、12月上旬頃）、当該年度の研修指導に携わる院内専門診療科及び共通研修の指導歯科医と協力型（I）臨床研修施設の指導歯科医が出席して指導歯科医定期連絡会を開催しております（日程の詳細は決まり次第、関係する施設にご案内致します）。この会は、研修進捗状況及び問題点等の共有、円滑な研修を行うための連携を図ることを目的としており、ご指導くださっている研修歯科医に関するご報告をお願いしておりますので、可能な限りご出席ください。

(2) 医療に関する安全管理のための体制について

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」及び「医療法施行規則」より

医療安全のための体制整備としては以下のような要件が求められますので、貴施設が基準を満たしているかご確認ください。

1 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

(1) 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。(医療法施行規則第1条の11第1項)

(2) 医療に係る安全管理のための委員会(以下「医療安全管理委員会」という。)を設置し、次に掲げる業務その他の医療に係る安全管理のための業務を行わせること。(医療法施行規則第1条の11第2項)(ただし、第2項については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。)

ア 当該病院等において重大な問題その他医療安全管理委員会において取り扱うことが適切な問題が発生した場合における速やかな原因の究明のための調査及び分析

イ アの分析の結果を活用した医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の立案及び実施並びに従業者への周知

ウ イの改善のための方策の実施の状況の調査及び必要に応じた当該方策の見直し

(3) 特定機能病院並びに医師臨床研修病院を除く病院又は診療所において、下記アの事項を満たし、イ及びウの事項については体制整備に努めること。

ア 医療に係る安全管理を行う者(以下「医療安全管理者」という。)を配置すること。

医療安全管理者は、当該病院又は診療所における医療に係る安全管理を行う部門(以下「安全管理部門」という。)の業務に関する企画立案及び評価、当該病院又は診療所内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。(細目として4項目あり)

イ 病院においては、医療安全管理部門を設置すること。(細目として6項目あり)

ウ 患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。(細目として3項目あり)

なお、診療所においては、意見箱等の患者からの意見を適切に収集する体制をもって代えてよいこと。この場合も上記(ウの細目3項目)に準ずる体制を確保すること。

以上のことから、協力型臨床研修施設における医療安全のための体制としては次の1)~3)を実践していただくことになります。

1) 定期的に安全管理に関するスタッフ・ミーティングを開催し、記録を文書として残す。

2) 事故が発生した場合、総合臨床研修係を通じて大学の医療安全管理部に報告する(新潟大学医歯学総合病院総務課総合臨床研修係を通じて医療安全推進委員会歯科系安全管理検討専門部会にお知らせください)。

3) 受付に患者さんが気軽に投函できるような意見箱を設置する。

※安全管理者は協力型(I)臨床研修施設において指導歯科医の資格を持った先生に相当します。

#### 4 研修受入れ期間について

新潟大学医歯学総合病院 歯科医師臨床研修プログラム B では、協力型（I）臨床研修施設において臨床研修を行う期間は以下のように設定されております。

B-1 : 10月～翌年3月までの6ヶ月間

B-2 : 4月～9月までの6ヶ月間

※ 大変申し訳ございませんが研修プログラムの都合上、B-1とB-2を併合して研修歯科医1名を12ヶ月採用するパターンは適用できません。上記のうち、複数を選択していただける場合には、B-1、B-2で異なる研修歯科医のご指導をお願いいたします。

例：× … B-1に研修歯科医A、B-2にも研修歯科医Aの年間1名受入れ

○ … B-1、B-2いずれかに研修歯科医Aの年間1名受入れ

○ … B-1に研修歯科医A、B-2に研修歯科医Bの年間2名受入れ（2名以上でも可）

コース名	令和●年									令和○年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
B-1	新潟大学医歯学総合病院 歯科 各専門診療室						協力型（I）臨床研修施設					
B-2	協力型（I）臨床研修施設						新潟大学医歯学総合病院 歯科 各専門診療室					

##### ・ご指導いただく研修歯科医の決定について

- 1) 研修歯科医の採用は、新潟大学医歯学総合病院研修プログラム B にマッチした学生と協力型（I）臨床研修施設の群内マッチング※の結果によって決定します。
- 2) 群内マッチングの結果、採用予定者が決まっても、予定者が歯科医師国家試験に合格できなかった場合には、すべては白紙になります。代替の研修歯科医を派遣することはできませんので予めご了承ください。予定していた受入れが無くなった場合、指導歯科医の先生方をはじめ、事務ご担当者にも大変ご迷惑をおかけすることとなりますが、現行の制度上、如何ともし難い事情がありますのでご了承ください。

※ 群内マッチングの詳細については改めてお知らせいたしますが、例年11月～12月（必要があれば1月も含）にかけて協力型（I）臨床研修施設が研修希望者に面談を行い、双方の研修／採用希望順をうかがった後、歯科医師臨床研修のマッチング同様の方法で組み合わせを決定しています。

##### ・研修歯科医の評価について

令和4年度の制度見直しに対応するため、本院における研修評価は観察記録やポートフォリオなどの形成的評価を根拠資料として総括評価票を作成することによって行うことと致しました。また、研修状況の評価とは別に、協力型（I）臨床研修施設での研修開始後1ヶ月を目処に、指導歯科医と研修歯科医の双方向評価を実施しております。詳細について実際に研修歯科医のご指導をお願いする際

に別途お知らせ致しますが、これらは研修の評価を適正に行うためだけでなく、第三者チェックにおいて本院での臨床研修が適切に行われていることを証明する資料としても使用させていただきます。お忙しい先生方にはご負担をおかけすることになるかと思いますが、いずれも必要不可欠になることをご承知おきください。